

ふりがな 事業所名		かぶしきかいしゃ まるにせいさくしょ 株式会社丸二製作所		所在地 (〒 540 - 0031)		TEL 06-6614-6606 FAX 06-6614-6610		大阪市住之江区南港東3-4-91		
求人条件	職種 地位	①営業事務 ②機械金属加工・組立		毎月の賞金 -税込-	月額 200,000 ~ 225,000 円	賞与	年 2 回・ 1 月分			
	雇用形態	※非正規雇用の種類 有期雇用 ()			わ定期的 に支給 る賞金	基本給 職務手当 手当	200,000 ~ 225,000 円 0 ~ 0 円 ~ 円	昇給	昨年実績 2,000~20,000 円	
	採用人数	各1人年齢	省令 3 号イ 歳~ 49 歳		手当	~	200,000 ~ 225,000 円	退職金制度	有 勤続 3 年以上	
	変更時の就業場所及び勤務時間	大阪市住之江区 ニュートラム 線 フェリーターミナル 駅 線 駅 から徒歩 8 分			計	200,000 ~ 225,000 円	退職金共済	加入		
		マイカー通勤 否			無	~	企業年金	有 (iDeCo ※希望者のみ)		
		自社			◎ 基本給 /	手当	加入保険 ※複数選択可	雇用、健康 労災、厚生		
		変更の可能性 有			支給し、時間を超える時間外労働は追加で支給	手当	労働組合	無		
		(変更の範囲) 南港東3-4-34(第2工場)			支給	手当	社宅	無		
	就業時間	8 時 15 分 ~ 17 時 00 分 (実勤 8 時間 00 分)	時 分 ~ 時 分 (実勤 時間 分)		手当	手当	賃金締切日	月額(25 日)		
		休憩時間: 45 分 交替制 (無)	時 分 ~ 時 分 (実勤 時間 分)		手当	手当	賃金支払日	翌月 末日		
	残業 有 (月平均: 10 時間)		計	0 ~ 0 円	保育施設	無				
	有給休暇		通勤手当	有 (上限 50,000 円)	月額()					
	付与時期: 初年度 入社 6 カ月後		法定休業等	育児休業、介護休業、看護休業 ()						
	無 裁量労働制の適用の有無 ⇒									
	試用期間		(試用期間における労働条件)							
	無 (か月)									
	勤務場所(屋内)の受動喫煙対策		①あり : 喫煙室あり ()							
企業の概要	ひ採用 更時の 勤務場所 内容及 *内 容及	①データ入力、電話応対、郵便物処理、用品管理、出荷準備、来客対応 等 ②産業用機械(工場などで使用する機械)に使われる金属パーツを造っています。 1 材料集め 2 穴を機械→ラジアル、旋盤などで開ける削る 3 ヤスリで磨く 4 刷毛でヘンキを塗る 5 パーツを組立てる 変更の可能性 (変更の範囲) 有								
	必要な技術、 経験、資格、 学歴など	技術・経験・資格・学歴 不問		普通自動車運転免許 不要						
	(年齢制限の理由)キャリア形成のため									
資本金	1,000 万円	従業員数	勤務事業所 (うち女性 企業全体	23 人 4 人) 23 人	定年 定年等 再雇用 勤務延長	有 (60 歳) (65 歳) 有 (70 歳)	面接時 必要書類 等	履歴書、職務経歴書		
年商	42,000 万円							面接回数 (1 回)		
事業内容 (品目)	産業用機械などの部品を金属加工で作り、それを組み立てる。これが、主な業務です 材料から一貫して生産しているので、自分の作ったものが実際に形になっていく様子を見ることができる会社です。									
歴史・沿革	創業 (昭和 59 年)									
最近の業績・主な取引先	関東本工所 ㈱カボタ									
その他、会社の特徴・社風等	①機械加工全般、管製品、製造、施工、製缶 ②一貫生産をしているので、図面を基に部品からダイナミックな製品を作り上げます *奨学金返還支援制度あり									
ホームページアドレス	https://maru2.jp/									
求人責任者	部・課・ 役職名	人事課	氏名	大北 悅子				ニュートラム 線 徒歩 8 分 フェリーターミナル 駅 から バス 分		
(※備考) 有期契約後正社員登用あり								※産業分類番号	※産業分類番号	

注意 ※の部分は大阪府が記入します。

※「変更の範囲」とは、将来的に可能性のある配置転換(例:転勤、出向、職種変更)などの範囲のことを意味します。

○勤務場所

勤務場所が求人カード表記の事業所所在地と異なる場合、本票に記入して下さい。

求人申し込みにあたっては、職業安定法第5条の3第2項により、労働条件を明示しなければならないこととされています。「就労場所」の明示も必須事項となっています。(なお、雇入れ時においても、労働基準法第15条により労働条件の書面による明示が義務づけられています。)

自社					
求人番号 求人者名					
就労先(事業所名)	採用人数	所在地 (最寄駅)			就労先での 自社従業員数
(記入例) 当社 大阪東支店	2	大阪市中央区農人橋2-1-6 大阪メトロ 谷町 線 最寄駅 谷町四丁目 駅より	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 3 分 <input type="checkbox"/> バス 分	5	
本社・工場	1	大阪市住之江区南港東3-4-91 ポートタウン 線 最寄駅 フェリーターミナル駅より	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 8 分 <input type="checkbox"/> バス 分	5	
第2工場	1	大阪市住之江区南港東3-4-34(第2工場) ポートタウン 線 最寄駅 フェリーターミナル駅より	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 8 分 <input type="checkbox"/> バス 分	18	
		線 最寄駅 駅より	<input type="checkbox"/> 徒歩 分 <input type="checkbox"/> バス 分		

☆派遣・請負求人については、就労先が確定しており(契約の成立していない求人は受理できません)採用決定後直ちに雇用関係を結ぶことが明らかなものを求人受理の対象としています。

面接時等において違った就労先を提示した場合など、当該求人が雇用関係の成立ではなく単に登録、求職者情報の収集を目的としていると思われる場合は、紹介保留とし、事実確認を行って、その結果に応じて求人の不受理、求人取り消し等の必要な措置を講じることとなりますので、ご承知ください。